

## パートらの厚生年金加入 企業規模要件を撤廃 厚労省

厚生労働省はパートらの短時間労働者が厚生年金に加入する際の企業規模の要件を撤廃する方針を固めました。現行制度では従業員101人以上の企業に勤めるパートやアルバイトらが「所定労働時間が週20時間以上」などの条件を満たすと厚生年金に入る義務があり、10月には51人以上の企業に広がります。企業規模要件の撤廃により、厚労省試算では、新たに130万人程度が加入対象となるということです。

5人以上が働く個人事業所も、全業種に厚生年金を適用する方向で調整します。これまでは製造や建築など17業種が対象でしたが、飲食や理美容などの30万人程度を新たに対象とします。事務作業や費用負担が増える中小や零細企業に対しては支援策を検討していますが、関係団体からは助成金を求める声があがっています。

## 技能実習に代わり育成就労で外国人材確保 改正法成立

技能実習に代わる外国人材の新制度「育成就労」を新設する出入国管理法などの改正法が成立しました。現制度で原則認めていない本人意向の転職ができるようになります。公布後3年以内に施行します。

従来の技能実習制度は原則3年間転職を認めていませんでしたが、劣悪な労働環境に耐えられず失踪する事例も相次いでいました。新制度は業種ごとに1~2年の間で定めた制限期間後は技能検定や日本語能力等の要件を満たすことで本人の意向で転職できる内容を盛り込みました。

転職するケースが増えることを見越し、仲介業への監督も強めます。転職のあっせんに関わるのはハローワークや監理支援機関などに限定し、民間の仲介業者は認めません。不法就労などをさせた場合の法定刑も引き上げます。

育成就労は人材育成に加え、人材確保を目的として明記しました。期間は3年間とし、試験などの条件を満たせば最長5年就労できる特定技能「1号」、その後在留資格の更新に制限がない「2号」になることも可能で、「2号」は家族を帯同でき将来は永住権も申請できます。

## 中小賃上げ率3.62% 大企業となお格差 日商調査

日本商工会議所は2024年4月時点の中小企業の賃上げ状況に関する調査を発表しました。23年4月と比べた正社員の賃上げ率は加重平均で3.62%でした。中小企業に賃上げの動きが広がっていると分析するものの、大企業とはなお差がみられます。

従業員が20人以下の企業では賃上げ率が3.34%となり、賃金を下げたのは全体の5.2%にとどまっています。賃上げ率を業種別で見ると小売業(4.01%)や情報通信・情報サービス業(3.69%)が高くなっています。24年度に賃上げを実施したか、実施予定と答えた企業は74.3%に上っており、このうち業績の改善がみられないが賃上げする「防衛的な賃上げ」が6割近くで、業績の改善を踏まえた「前向きな賃上げ」を上回りました。



- ひまわり畑（大空町） -

## ◆ ご存知ですか？ ◆ 【短時間労働者の社会保険適用拡大】

従前の制度では社会保険の適用において加入要件を満たさなかった短時間労働者（パート・アルバイト等）について法改正により 2022 年 10 月から被保険者数が「101 人以上」の会社では、① 週の所定労働時間が 20 時間以上、② 月の所定内賃金が 88,000 円以上、③ 2 ヶ月を超える雇用の見込み等の条件を満たす短時間労働者については社会保険への加入が必要となっています。この社会保険の適用拡大について 2024 年 10 月からは被保険者数が「51 人以上」の企業にまでさらに適用が広がります。さらに今後は企業規模自体の撤廃が予定されています。加入対象者の増加やそれに伴う社会保険料の負担が大きく変わることになりますので、ご注意ください。

## 事務所より

本州方面では遅い梅雨入りとなったようですが、本格的な梅雨の時期がない十勝では、夏の暑い日差しが感じられる日が増えてきました。最近では日本各地で「〇〇年に 1 度の大雨」や「記録的な猛暑」といった災害級の気象事例が度々報道されますが、自然災害の多い日本ですので、常日頃から災害に対する備えもしておきたいものですね。

東京商工リサーチが行った「人材確保・退職代行」に関する企業アンケートの調査結果によりますと、人材確保（新規採用・離職防止）の施策で行っているものとしては「賃上げ」（73.5%）が突出して高く、次いで「休暇日数を増やした」（24.4%）、「社内レクリエーション実施」（10.5%）などとなったということです。また、「退職代行」業者を使った従業員の退職があった企業は 9.3%（大企業は 18.4%、中小企業は 8.3%）で、退職代行の利用が広がっているという結果も出ています。どの業種においても人手不足の状況が続き、人材確保を行う上で、防衛的な方策として、賃上げが用いられているという現状が浮き彫りになっています。継続的な物価高の影響も相まって、社会的には賃上げが企業の社会的使命のようにクローズアップされているように感じますが、実態の業績がそれほど芳しくない場合でも賃上げをしなければならない状況は企業にとって厳しいとも言えます。人材の流出を防ぐためには、賃上げは出来る範囲で行い、それ以外の方策についても考えてみるのが重要かと思えます。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出手続

### 行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

今月は社会保険の算定基礎届の提出時期となっておりますが、算定基礎届で決定された標準報酬については今年の 9 月（10 月に支払う給与からの控除分）から反映されます。変更改定時期になりましたら、弊社より改定後の社会保険料控除額を別途お知らせ致しますので、ご参照くださいますようお願い致します。

